

○久喜市死者情報の開示請求に係る取扱規則

令和5年8月22日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、市の機関等が保有する死者に関する情報について、開示の請求（以下「開示請求」という。）があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「市の機関等」とは、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久喜市条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関及び久喜市議会をいう。

2 この規則において、「死者情報」とは、死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この規則において、「保有死者情報」とは、市の機関等の職員が職務上作成し、又は取得した死者情報であって、当該市の機関等の職員が組織的に利用するものとして、保有しているものをいう。ただし、久喜市情報公開条例（平成22年久喜市条例第12号）第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限る。

(死者情報の取扱い)

第3条 市の機関等は、死者の遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者情報を取り扱うものとする。

(死者情報の開示請求者)

第4条 死者情報の開示請求ができる者は、次の各号の情報の種類に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報 死者の相続人
- (2) 慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報 死者の死亡時における配偶者、子及び父母
- (3) 未成年者であった者に関する情報 死者の親権者
- (4) 死者の医療保険及び介護保険に関する情報 死者の死亡時における配偶者並びに子又は子がない場合にあっては死者の血族である者並びに死者の相続人

(開示請求の手続等)

第5条 開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）は、当該死者の個人情報保有する市の機関等に対し、保有死者情報開示請求書（様式第1号。以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

2 開示請求者は、前項に規定する開示請求書を提出するときは、前条各号に規定する者であることを証明するため次の各号に定める書類等を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する相続人 被相続人である死者及び開示請求者の戸籍謄本
その他相続人であることを証明する書類
- (2) 前条第2号に規定する死者の死亡時における配偶者、子及び父母 被相続人である死者及び開示請求者の戸籍謄本その他死者との続柄を証明する書類
- (3) 前条第3号に規定する親権者 戸籍謄本その他死者の親権者であったことを証明する書類
- (4) 前条第4号に規定する死者の死亡時における配偶者並びに子又は子がない場合にあっては死者の血族である者並びに死者の相続人 被相続人である死者及び開示請求者の戸籍謄本その他相続人であることを証明する書類

3 開示請求者は、第1項の開示請求書を提出するときは、本人であることを証明するた

め、個人番号カード、運転免許証、旅券その他本人であることを確実に確認することができる書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示義務)

第6条 市の機関等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る死者情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該死者情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求に係る死者及び開示請求者（以下「当事者」という。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により当事者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当事者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は当事者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当事者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）別表第一に掲げる法人をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情

報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職
及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は当事者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市の機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確

な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第7条 市の機関等は、開示請求に係る死者情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(死者情報の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る死者情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、市の機関等は、当該死者情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定)

第9条 市の機関等は、前条第1項に規定する開示請求を受け付けたときは、当該開示請求があった日から14日以内に、情報開示の可否等について決定（以下「開示決定等」という。）するものとし、開示請求者に対して保有死者情報開示決定通知書（様式第2号。以下「開示決定通知書」という。）又は保有死者情報不開示決定通知書（様式第3号）により遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を開示決定期限延長通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 市の機関等は、開示請求に係る死者情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る死者情報が記録された公文書の表示その他次に掲げる事項を意見照会書（様式第5号）により通知し、死者情報の開示決定等に関する意見書（様式第6号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

- （1） 第三者に関する情報の内容
- （2） 開示請求があった年月日
- （3） その他市の機関等が公益上必要であると認める事項

2 市の機関等は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者（他の市の機関等、国及び地方公共団体を除く。）が当該第三者に関する情報を含む死者情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市の機関等は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を意見書に係る保有死者情報の開示決定に関する通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

（開示の実施等）

第11条 死者情報の開示は、市の機関等が第9条の規定による開示決定通知書により指定する日時及び場所において、当該保有死者情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久喜市規則第23号。以下「法律施行細則」という。）第11条の規定により行うものとする。この場合において、開示請求者は、本人等確認に必要な書類及び開示決定通知書を提出し、又は提示しなければならない。

2 写しの交付をするときの交付部数は、当該開示請求1件につき1部とする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第12条 情報開示を写しの交付及び写しの送付により受ける場合に要する費用は、開示請求者の負担とし、費用及び納付の方法については、法律施行細則第13条の規定によ

るものとする。

(他法令との調整)

第13条 市の機関等は、他の法令等の規定による開示については、この規則を適用しないものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、死者情報の開示請求に関し必要な事項は、市の機関等が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月28日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月16日規則第9号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式1号（第5条関係） 略

様式2号（第9条関係） 略

様式3号（第9条関係） 略

様式4号（第9条関係） 略

様式5号（第10条関係） 略

様式6号（第10条関係） 略

様式7号（第10条関係） 略